

市立国東自動車学校から市民の皆様へお知らせ



この夏、国東市で 自動車免許を取得しましょう!

- ・普通免許の取得を検討している皆さん!
- ・夏休み、帰省をされる学生さんをお持ちの家族の皆さん!

■教習料金について

免許種別	現有免許	教習料金
普通車 M T	—	265,510円
	原付 自動二輪	262,700円 202,420円
普通車 A T	—	250,750円
	原付 自動二輪	247,940円 187,660円

■入校に必要なもの

- ①住民票1通
(本人のみのもので本籍地が記載されているもの)
- ②健康保険証または住基カード・パスポート等
(ご本人を確認できるもの)
- ③印鑑
- ④筆記用具
- ⑤写真(免許証用サイズ)を6枚
- ⑥入校時納入金(入学金36,000円、適性料3,260円、
教本料3,120円の合計42,380円)

■教習料金のほかにかかる費用

仮免許検定料	9,540円
卒業検定料	9,120円
補習料(必要な場合のみ)	4,920円

*夜間講習(午後5時30分~)をご利用の場合は、
左記の金額に夜間料金23,140円が加算されます。
なお、**学生さんは免除**です。

■高齢者講習を受講される皆様へ

高齢者講習の受講には、
予約が必要です。
通知書が届きましたら、
早めの連絡をお願いします。

無料送迎バスも
あります。
バスの時間・乗降場所
などの詳細は、
お問合せ下さい。

〒873-0501
国東市国東町北江4398番地
大分県公安委員会指定
国東市立国東自動車学校
☎0978-72-0399

【問合せ先】



蚊の発生予防をしましょう!



暑い時期になると蚊が発生します。ジカ熱やデング熱といった病気に感染する恐れもあります。感染症から身を守るために、蚊の発生予防と刺されないための対策をしましょう!

1 蚊を発生させないために

○水たまりをつくらない!

- ・蚊は水たまりに卵を産み、2週間程度で成虫になります。植木鉢の水受け皿やバケツにたまった水は週に1回捨て、幼虫の間に駆除しましょう!
- ・風通しの悪い藪や伸びた草を刈りましょう。

2 蚊に刺されないために

○肌を露出しない!

- ・蚊が多い場所へ行くときには、肌を露出せず長袖・長ズボンを着用しましょう。
- ・露出している部分には虫よけ剤を使用しましょう。

○蚊を侵入させない!

- ・蚊が家に侵入しないよう、網戸のない窓は開け放しにしないようにしましょう。また、破れた箇所は補修しましょう。

中南米や東南アジアはジカ熱・デング熱の流行地域です。渡航の際には事前に発生状況をご確認ください。帰国後は2週間程度*、蚊に刺されないよう注意し、ウイルスをもつ蚊の増加を防ぎましょう。症状がある場合はすぐに医療機関を受診してください。

*「2週間程度」は新たな知見により変更されることがあります。

【問合せ先】医療保健課 ☎0978-72-2450 環境衛生課 ☎0978-72-9001

空き家に付随した農地が1アールから 売買できるようになりました!

平成29年第5回農業委員会総会(5月25日開催)において、国東市空き家バンクに登録された空き家に付随した農地について以下の条件を満たす場合に限り、1アール(1アールに満たない場合はその面積)から売買できるようになりました。

【空き家に付随した農地を所有権移転できる下限面積の変更】

50アール(5,000㎡) → **1アール(100㎡)**

【条件】

- ①空き家は、あらかじめ国東市空き家バンクに登録されており、それに付随する農地は一筆ごとに農業委員会の指定を受けること
- ②国東市空き家バンク制度を通して平成29年5月26日(告示日)以降に売買契約が成立した物件であること(さかのぼっての適用は認められません)
- ③当該農地を取得後3年以上耕作すること
- ④申請者又は世帯員等が農作業に従事すること
- ⑤周辺の農地利用に影響を与えないこと
- ⑥農地法第3条(農地の売買等)に係る申請については買主の転入後とすること等



【問合せ先】農地に関すること 農業委員会事務局 ☎0978-72-5176
国東市空き家バンクに関すること 活力創生課地域支援係 ☎0978-72-5175



狩猟免許試験・狩猟者登録に係る 手数料・狩猟税の減免について

・狩猟者免許申請・更新、狩猟者登録に係る手数料が免除されます

改正の内容 ※実施期間：平成29年度から平成36年度

区分	手数料の額	軽減策	適用者
狩猟免許申請	5,200円	全額免除	新規取得者
狩猟免許更新申請	2,900円	全額免除	有害鳥獣捕獲に従事した者
狩猟者登録手数料	1,800円	全額免除	新規所得者(取得年度と同一年度) 有害鳥獣捕獲に従事した者
狩猟税	わな・網猟 8,200円	不要	有害鳥獣捕獲のみに従事した者

銃猟免許は従来通りの狩猟税となります。

区分	現行	※減免措置
第一種銃猟	16,500円	8,200円
第二種銃猟	5,500円	2,700円

※前年度に有害鳥獣捕獲に従事した者は2分の1の税率となります
実施期間：平成27年度~30年度



【問合せ先】林業水産課 ☎0978-72-5198